

武蔵村山エコショップ認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のごみの減量化及び資源化並びに食品ロスの削減に積極的に取り組む店舗を武蔵村山エコショップ（以下「エコショップ」という。）として認定することにより、循環型社会形成の推進を図るとともに、事業者による拡大生産者責任の原則に基づく取組を支援することを目的とする。

(エコショップの種類)

第2条 エコショップの種類は、次のとおりとする。

- (1) 武蔵村山ごみ減量協力店 小売業を営む市内の店舗であって、第5条の規定によるエコショップの認定を受けたものをいう。
- (2) 武蔵村山食べきり協力店 飲食サービス業（以下「飲食業」という。）を営む市内の店舗であって、第5条の規定によるエコショップの認定を受けたものをいう。

(認定申請)

第3条 エコショップの認定を受けようとする店舗は、武蔵村山エコショップ認定申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

(認定要件)

第4条 エコショップの認定要件は、武蔵村山ごみ減量協力店にあつては別表第1に、武蔵村山食べきり協力店にあつては別表第2に定めるとおりとする。

(認定の決定等)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があつた場合において当該申請に係る店舗が前条の認定要件を満たすと認めるときは、当該店舗をエコショップとして認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとする場合において必要があるときは、当該申請に係る店舗に対して実地に調査することができる。

3 市長は、第1項の規定によりエコショップの認定をしたときは、当該認定に係る申請を行った者に対し、武蔵村山エコショップ認定書（第2号様式。以下「認定書」という。）及び認定を証するステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

4 エコショップの認定を受けた店舗（以下「認定店」という。）は、前項の規定により交付を受けた認定書及びステッカーを当該店舗の見やすい場所に掲示するものとする。

(認定の変更)

第6条 認定店は、認定に係る取組の内容、認定を受けた店舗の名称、所在地又は経営者等に変更があつたときは、武蔵村山エコショップ認定変更届出書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

(協力事項)

第7条 認定店は、店舗の利用者に対してごみの減量化等の啓発に努めるとともに、ごみの減量化等に関する市の施策に協力するものとする。

(辞退届)

第8条 認定店は、エコショップの認定を辞退しようとするときは、武蔵村山エコショップ認定辞退届出書（第4号様式）により市長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定店が第4条に掲げる要件に該当しないこととなり、又はエコショップとして認定

することが適当でなくなつたと認めるときは、当該認定店に係るエコショップの認定を取り消すものとする。

(市民への周知)

第10条 市長は、エコショップ認定制度について、広く市民に周知するとともに、認定店の利用を推奨し、認定店がごみの減量化等の推進役となるよう市民に対する広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月6日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目	基準	点数
簡易包装等の推進	包装の簡素化又は無包装化を推進していること。	15
資源物の店頭回収の実施	資源物（ペットボトル、白色・色付きトレイ、プラスチックトレイ、牛乳パック、スチール缶、アルミ缶、瓶、古紙等）の店頭回収を行っていること。	1品目につき 20(最大 80)
販売商品の修理及び下取りの推進	販売した商品の修理又は下取りを実施していること。	45
	販売時に商品の修理について、依頼先を案内していること。	15
再生品、環境に配慮した商品等の販売促進	環境に優しい商品（エコマーク商品、再生品等）の販売を推進していること。	5
	再生・再利用可能（リターナブル容器入り）商品の販売を推進していること。	5
	詰め替え商品の販売を推進していること。	5
食品ロス削減の推進	食品の量り売り等、必要な分だけを購入できる販売方法を実施していること。	10
	天候や祝日、イベント等を考慮して、過剰在庫の抑制をしていること。	10
	期限が近い食品の割引販売をしていること。	10
	フードバンクへの寄付を行っていること。	15
店舗内でのごみ減量及びリサイクルの推進	事務用紙、トイレトペーパー等は、再生品を積極的に利用していること。	5
	両面印刷、裏面の再使用、電子メールの活用等により紙ごみの発生を抑制していること。	5
	ごみの分別を徹底し、再資源化を積極的に行っていること。	10
	食品廃棄物について、飼料・肥料化等による資源化を行っていること。	30
清掃活動、ごみ減量化等に関する情報発信の推進	地域や公共の場等を自主的に清掃していること。	10
	ごみの減量化やリサイクルの推進を呼び掛けていること。（広告やチラシ、ポスター等）	10
	ごみの減量化に関する取組を積極的にPRしていること。	10
認定基準		100

別表第2(第4条関係)

項目	基準	点数
食べ残し削減のための啓発	食べ残し削減のため、ポスター等の掲示をしていること。	20
	食べきった際にポイントやクーポンの付与をしていること。	20
	食べ残し削減の声掛けをしていること。	20
食べきれなかった料理の持ち帰りへの積極的な対応	持ち帰り用容器(ドギーバッグ)を提供していること。(食品を持ち帰る際の食中毒のリスクや適切な保存方法について説明している場合に限る。)	20
食べ残しをしないための料理の量の調節	小盛メニューを提供し、又は少なめ希望者への量の調節をしていること。	20
	聞き取り又は申告により、苦手な食材等を事前に取り除いていること。	10
食材を無駄にしない工夫	天候や祝日、イベント等を考慮して、過剰仕入れ及び過剰調理の抑制をしていること。	10
	食材の切れ端や規格外のもの等、商品として提供できないものを有効利用していること。	10
	食品廃棄物について、飼料・肥料化等による資源化を行っていること。	30
	期限が近い食品の見切り・値引き販売をしていること。	20
使い捨てプラスチック使用の抑制	使い捨てプラスチック等の使用の削減をしていること。(食器類、テイクアウト・配達時の容器等含む。)	20
清掃活動、ごみ減量化等に関する情報発信の推進	地域や公共の場等を自主的に清掃していること。	10
	食品ロス以外のごみの減量化やリサイクルの推進を呼び掛けていること。(広告やチラシ、ポスター等)	10
	ごみの減量化に関する取組を積極的にPRしていること。	10
認定基準		60